

【区立学校の臨時休業の延長について】

「緊急事態宣言」の発令を受けて、区立学校においては5月6日まで臨時休業を実施しているところです。5月7日以降の学校の対応については、国や都の動向及び杉並区の状況等を踏まえる必要があるところですが、5月7日は大型連休の翌日であり、事前に学校、保護者等に十分な周知を行うことが難しい状況です。こうした状況を踏まえ、杉並区教育委員会では、下記のとおり、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の措置を延長することとしましたのでお知らせいたします。

【臨時休業期間】

令和2年5月7日（木）から令和2年5月10日（日）まで

※ 5月11日（月）以降の対応については、国の緊急事態宣言の動向や都知事の要請内容等を踏まえ、後日、別途通知します。

杉並区教育委員会事務局学務課
(電話 03-3312-2111 内線 1623)

【学童クラブ、児童館等の臨時休業の延長について】

区では、「緊急事態宣言」を受けて、感染拡大防止のため5月6日まで臨時休業している子どもの居場所（学童クラブ、児童館、子ども・子育てプラザ、児童青少年センター、放課後等居場所事業）について、5月7日以降の当面の対応として、臨時休業期間を5月10日まで延長することを決定しましたのでお知らせいたします。

皆様のご理解とご協力を願いいたします。

なお、5月11日以降の対応については、国（緊急事態宣言）の動向や都内の感染状況等を踏まえて決定します。（対応が決定され次第、区公式ホームページでお知らせいたします。）

杉並区子ども家庭部児童青少年課
(電話 03-3393-4760)

以上、ご連絡いたします。